

評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a		保育園の理念・基本方針は明文化し、事務所、各クラスに掲示しています。また、入園の際には保育園のしおり（重要事項説明書）に沿って、保護者に丁寧に説明するとともに、ホームページにしおりを掲載しています。加えて、年度の初めには4月の園だよりに掲載し、知らせています。なお、園だよりは毎月同じ位置に園目標を掲載することで定期的に園の方針を目にする機会を設け、保護者への周知に努めています。

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a		毎月開催される園長会議には、戸田市内7つの公立保育園の園長、保育幼稚園課長が出席し、市政の動向、保育情勢、課題等について情報共有しています。園長会議の内容は、園内の職員会議で職員に周知しています。年に5回開催される主任会議でも、各園の課題や取り組みについて、情報共有しています。また、市から提供される文書等は職員間で回覧するとともに、事務所で整理し保管しています。
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a		日々の連絡ノートを通して保護者などから寄せられた要望や意見、行事に関する感想などをもとに、保育内容や施設の修繕改修などに反映するよう取り組んでいます。園長・主任を中心に保育園の課題を明確にし、職員会議にて検討・協議しています。取り組めるところから行事の内容や日々の保育などに活かし、子ども達が楽しく過ごせるように工夫しています。保育の質向上に向けて、職員会議を活用し、職員への情報共有と理解促進に努めています。また、園内研修の充実を図り、一人ひとりの職員の良さを活かしています。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a		戸田市は「第二期戸田市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもが輝くまち」を目標として、各種子育て支援事業に取り組んでいます。計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援ニーズ調査、戸田市児童福祉審議会での審議、市民からの意見聴取を行い、より実効性の高い計画策定に努めました。当園は、その計画に基づいて、保育理念・基本方針・保育目標等を策定しています。
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a		当園は、戸田市の保育指針に基づいて、保育課程を見直し、単年度の保育指導計画を策定しています。年度計画に沿って、各年齢別の指導計画（年間・月間・個別）を作成しています。さらに、年間行事計画、避難・防犯・防災訓練の年間計画、園内研修年間計画、地域交流年間計画を作成しています。子ども達の養護・教育、食育の推進、環境及び衛生管理・安全管理など、保育園として果たすべき取り組みなどを具体的に明示して、保育理念・基本方針や園目標の達成に向けて取り組んでいます。これらの計画は、園だよりの配布や園内に掲示し、職員及び保護者に周知しています。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	指導計画においては、クラス会議にて見直しを行い、各クラスの年間・月間・個別指導計画を作成しています。指導計画は、園長と主任保育士が確認を行い、保育幼稚園課に報告しています。行事の実施においては、乳児会議・幼児会議・職員会議にて事前に内容を検討しています。また、園内においては3つの検討委員会（保育内容・保育環境・防災防犯）を設置し、各種計画を取りまとめ、職員の周知・共有のもと保育を進めています。また、行事後には職員会議にて評価・反省を行い、次年度の改善につなげています。
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a	年度初めのクラス懇談会でクラス目標や行事などを保護者に説明し、理解と協力につなげています。保育理念や保育目標等は、懇談会資料に記載し、保護者に配布して理解を促しています。懇談会欠席者には、後日配布し、担任が個別に説明を行っています。また、園だよりや各クラスで発行しているクラスだよりにおいては、日々の活動や保育内容を丁寧に発信し、保護者に園での取り組みが伝わるように工夫しています。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a		保育園として自己評価を行い、保育目標・保育活動・行事などについて評価を付けて、意見や改善点などを取りまとめ、次年度につなげています。また、保育の質の向上に向けて、様々なテーマを取り上げた外部研修に参加しています。また、参加した研修については、参加した職員が講師役となり、園内研修で情報共有をしています。さらに、園内において検討委員会（今年度は保育内容、保育環境、防災防犯、健康、ヒヤリハット）を設置しています。それぞれの委員会がテーマや課題についての取り組みを検討し、保育の質の向上につなげています。
I-4-(1)-② 評価結果に基づき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a		各クラスの保育については、年間・月間・週案・日案ごとに評価・反省を行い、振り返りと改善点の洗い出しに取り組んでいます。行事については、職員会議・乳児会議・幼児会議において、改善点への取り組みを検討しています。特に、コロナ感染の状況を踏まえながら、行事等の再開に向け、保護者参加人数を増やす方法等を職員間で検討し、感染対策を講じながら、開催方法の改善を行っていました。

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	コメント
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
II-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a		管理者としての園長の役割は「保育園マニュアル」において明確にしてあり、総責任者として保育園運営及び保護者対応等に取り組んでいます。園長として保育園の目標や方針を職員会議で伝え、職員の共通理解が深まるように努めています。また、保護者とのコミュニケーションを大切に子ども中心の保育を進め、地域社会との連携・協働を図り、職員の保育活動などを支援しています。

<p>II-1-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>保育士としての心得や倫理を「保育園マニュアル」に整理しています。「保育園マニュアル」は、各種の義務行為・禁止事項などを明示しており、入職時に職員研修で説明をし、定期的に職員会議で読み合わせを行い、職員相互で確認をして情報共有しています。また、戸田市が策定する服務規則や倫理規定についても周知し、遵守すべき法定等の理解するよう取り組んでいます。</p>
<p>II-1-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。</p>		
<p>II-1-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	<p>a</p>	<p>園長は、職員一人ひとりが保育への意欲が高まるよう、職員の自主性を尊重しています。職員が自主的に行動できるよう助言・支援を行い、困ったことは相談しやすい環境作りに配慮しています。年2~3回の園長と職員の個別面談の場を設け、職員の個別目標を明確にしたり、課題に対して助言しています。また、定期的に園内研修を実施することで、サービスの質の向上に寄与しています。さらに、園長や主任保育士が積極的に保育に関わり、職員との連携をもつことで、保育の気付きを共有したり、保育の活性化や職員の意欲の向上につなげています。</p>
<p>II-1-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	<p>a</p>	<p>園長と主任保育士は連携し、職員が働きやすい環境作りに取り組んでいます。個別面談や日々の会話から職員ひとり一人の考えや意欲を大切に受け止め、助言や指導を行っています。また、職員会議や各乳幼児会議、園内研修においては、より良い保育への取り組みを検討する場となるよう心がけています。さらに、子ども達が安心・安全に過ごせる保育環境作りとして、職員や保護者からの意見に基づいて、計画的に施設整備や備品購入を行っています。</p>

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	コメント
<p>II-2-1 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>			
<p>II-2-1-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	<p>b</p>	<p>職員採用に関しては市の担当課が対応しており、園からは希望する職員数や専門性などの要望を提出しています。当園は、職員ひとり一人が十分に能力を発揮し、働きやすい職場になるよう取り組んでいます。また、保育園全体のバランスや適切な保育が実施できるように配置案を計画し、働きやすい環境を整備することで、職員の定着に寄与しています。なお、保育士の確保・定着をより推進していくには、戸田市保育士として求める人材像やキャリアパスの明示が必要となります。今後は、戸田市公式ホームページの職員採用ページに、指針となる求める人材像などを明示するなど、人材確保・定着にさらに取り組んでいくことが期待されます。</p>	
<p>II-2-1-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	<p>a</p>	<p>戸田市が作成している人事評価制度マニュアルに基づき、人事管理を行っています。職員は毎年、園長と面談をして個人毎に3つの目標を設定する業績評価シートを作成しています。園長と職員は、この業績評価シートについて、年度当初・中間・期末と年に3回の個別面談をして、評価と振り返りを行っています。個別面談では、個人の目標を明確にしたり、課題について相互確認し、人材育成と人事管理につなげています。</p>	
<p>II-2-2 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>			
<p>II-2-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	<p>a</p>	<p>園長は職員の就業状況や有給休暇の取得状況、時間外労働等を把握し、休暇については計画的に取得できるよう配慮しています。職員会議においては、誰もが発言しやすい雰囲気を作り、意見交換の場となるよう工夫し、サービスの質の向上につなげています。また、職員と日頃からコミュニケーションを図り、状況把握に努めることで、働きやすい環境づくりに取り組んでいます。職員のストレスへの対応として、毎年メンタルヘルスチェックを実施し自己確認を行い、産業医への相談などにつなげる支援制度があり、心身への健康への配慮しています。</p>	

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人一人の育成に向けた取組を行っている。	b	毎年、個人毎に3つの目標設定とそれに対する取り組みを決める業績評価シートを作成し、園長と定期的に面談を実施しています。個人面談では、面談シートを活用して期初には期待すること、中間ではよかった点と改善する点、期末には強みや弱みと今後への期待等、振り返りや進捗状況の確認を行い、職員の保育内容や資質の向上につなげています。なお、人材育成をさらに推進していくためには、保育士としてのキャリアパスを将来像として示すことが必要です。市全体の標準職務遂行能力との整合を図りつつ、保育士のキャリアパスの明示及び浸透を期待します。
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	研修の年間計画に基づき、積極的に職員が参加できるように業務や勤務シフトを調整しています。また、自己研修の機会を設け、経験年数に応じた研修や専門研修などを計画し、希望者が参加できるように配慮しています。園内研修ではリスクマネジメントや保健衛生等をテーマに実施し、子ども達の安全の確保、保育内容のさらなる向上に取り組んでいます。
II-2-(3)-③ 職員一人一人の教育・研修の機会が確保されている。	a	職員が研修に参加できるように、園長及び主任保育士が保育体制を支援しています。市内研修には非常勤保育士も定期的に参加できるよう配慮しています。研修参加後には報告書を取りまとめ個々の研修成果などを見直し、職員会議などを通じて報告を行い、職員間での周知・共有し、研修で学んだことを日々の保育に活かすようにしています。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	「保育園マニュアル 実習生受け入れ手順」に基づいて、適切に対応しています。主に主任保育士が担当となり、受け入れにあたっての留意点や手順などをオリエンテーションで説明しています。実習受け入れ担当者は実習内容を確認し、実習日程の作成や指導・助言をしています。また、中間反省会、最終反省会、評価票の作成等をおこなっている。相互で目標設定や振り返りに取り組むことで、職員と実習生の成長につなげています。

II-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	戸田市は子育て応援ブックを作成し、各保育園の概要を掲載して、市民に向けて配布しています。また、戸田市のホームページにおいては「保育園のしおり」、地域交流通信「にじ」等にも掲載し、保育園の概要を周知しています。さらに、当園では自己評価結果を掲示しています。自己評価では園として評価できる点と今後の改善点を明確にし、玄関に掲示して保護者へ周知しています。
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	保育活動や保育を取り巻く環境等の情報共有や取り組みについて、保育幼稚園課と連携して取り組んでいます。当課には園長経験のある課長、主幹、保育コンシェルジュが配置されており、戸田市の保育環境等について経験談や市内のつながりから適切なアドバイス等に繋げています。毎月開催される園長会議に出席し、市民の声や民間保育園の情報を共有し、戸田市における公立保育園の在り方を再確認しています。保護者には保育園のしおりや園だよりを通して、保育理念や保育目標などを周知しています。また、各クラスでは、保育や行事の様子を写真とともに掲示することで、保護者に日々の取り組みについて情報発信しています。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	毎月実施される地域交流には子ども達も参加し、触れ合い遊びや園庭遊びを一緒に楽しむ場を設け、地域の子育て支援につなげています。また、地域の方と畑づくりを通じた交流やボランティアの方に年中・年長クラスの読み聞かせにきていただく等、地域との交流を広げる働きかけに取り組んでいます。さらに、年長児を対象とした小学校との交流会を行い、一緒に遊んだり学校探検などを通じて小学生とのふれあいを楽しみ、小学校での生活の様子などを体験して就学に向けた意識付けに取り組んでいます。子ども達が職員以外の方々と触れ合うことで、社会性・社交性の成長につなげています。なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、上記取り組みは延期や中止となっていますが、コロナ収束後の再開に向けた検討をしています。	
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	ボランティアの受け入れは、保育幼稚園課が窓口となっています。当園では、「保育園マニュアル」に基づいて、主任保育士が担当となり、オリエンテーションで個人情報の保護に関する説明、留意点等を説明しています。また、保育の考え方や対応についても説明し、基本姿勢を明確にして受け入れに対応しています。ボランティアを受け入れることにより、職員にとっても指導や助言などを通して育成や成長につながり、子ども達の園での生活に幅を持たせる取り組みにもつながっています。	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	警察による園児及び職員対象の防犯訓練、消防署による通報訓練等、関係機関等と連携して必要に応じて迅速な対応ができるように努めています。また、特別支援保育における専門家の巡回指導、児童発達支援センターの職員における巡回相談等、専門家による保育指導を受けて、子ども達の健康管理・安心安全への対応に活かしています。さらに、要保護児童対策地域協議会への参加を通して、関係機関との連携につなげています。	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a	地域に開かれた保育園として、地域交流計画を策定し、実行しています。計画に基づき、どろんこ遊びなど地域交流会を実施しています。地域交流会実施後に参加者にアンケート調査を行い、利用者のニーズや情報収集をして、今後の取り組みを検討しています。また、園長及び主任保育士が園内見学や入園に関する相談に対応しています。	
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われている。	a	職員や保護者へのアンケート調査や日々のコミュニケーションを通して、地域の子育て支援につながるニーズを把握し、保育計画に反映しています。公立の7保育園でのニーズ等を共有して、地域交流連絡会において、地域交去年間計画を作成しています。地域の民生委員・児童委員の「一日保育士体験」を受け入れ、園での保育活動や子ども達の様子などを体験することで、相互の情報共有や連携関係の強化につなげています。地域交流会実施後には、アンケート調査を行い、利用者のニーズを把握して次年度の地域交流計画につなげています。	

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-（1） 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-（1）-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	保育理念には、子どもが安全で安心して過ごすことができる環境を整えることを明記しており、当園は理念実現に向けて取り組んでいます。保育理念・基本方針などは、保育園のしおり（重要事項説明書）に明記し、入園説明会やクラス懇談会などの機会に保護者に丁寧に説明しています。職員は「保育園マニュアル」にある「園児の受容」及び「職員の心得」に沿って保育をしています。これらをマニュアルに記載することで、一人ひとりの子どもを大切にしたい保育が受けられるよう職員の共通理解を図っています。	
Ⅲ-1-（1）-② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a	プライバシーの保護等の権利擁護については、「保育園マニュアル」の中にある「守秘義務」に基づいて対応しています。職員のみならずボランティアや実習生についても、「守秘義務」への対応を周知し、プライバシーに配慮した保育を行っています。個人情報の管理については鍵のかかるキャビネットに保管、パソコンについてはパスワードを設定して管理し記録媒体については持ち出し確認表を作成して管理しています。また、定期的に情報セキュリティ監査を受審しています。	
Ⅲ-1-（2） 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
Ⅲ-1-（2）-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	戸田市のホームページで当園の情報提供をしています。保育園見学では「保育園のしおり」を配布し、園長が対応しています。保育施設や子ども達の様子、掲示物等を見ながら、質問等に応じて丁寧に情報提供しています。	
Ⅲ-1-（2）-② 福祉サービスの開始・変更に当たり利用者等に分かりやすく説明している。	a	入園前の保護者には、園長及び主任保育士が「保育園のしおり（重要事項説明書）」を用いて、保育理念や園の目標、保育の各種内容や入園後の生活で使用する日用品、保健・食事や災害時対応などに関する事項等を丁寧に説明しています。保護者には保育園での活動内容に理解を求め、同意書を提出を受けています。進級の保護者にはサービスの変更が生じた場合は、掲示板でお知らせしたり懇談会等で報告しています。	
Ⅲ-1-（2）-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等に当たり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	市内の公立園に転園する子どもについては、個別ファイルに保管している「成長の記録（児童票）」に基づいて園長同士が引継ぎが行い、保育内容が継続できるよう取り組んでいます。また、民間保育園や市外へ転園する子どもについては、戸田市役所保育幼稚園課と連携し、必要書類を提出して担当者より転園先に引継ぎ、保育内容を継続できるように配慮しています。	
Ⅲ-1-（3） 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-（3）-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	職員は日々の送迎時のコミュニケーションを大切に、積極的に声をかけるように心がけています。また、連絡ノートは幼児クラスに進級しても継続しています。連絡ノートは、保育士の専門性を活かした視点で記入するよう配慮しています。さらに、園長は個人面談や一日保育士体験後のカンファレンス、保護者会の話し合いに参加し、意見や要望を把握して改善につなげられるよう取り組んでいます。	

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	苦情や相談窓口などについては、仕組みを整えて入園時に保護者に説明しています。苦情解決の仕組みは「保育園マニュアル」の中にある「戸田市立保育園における苦情等の解決に関する要綱」に沿って整えています。園内に「戸田市立保育園保護者の苦情（意見・要望）解決手順」、「苦情等（意見・要望）解決のための仕組みについて」を掲示し、保護者に周知しています。
Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a	担任職員だけではなく、園長や主任保育士も保護者と積極的にコミュニケーションをとるようにして、保護者が相談や意見を発信しやすい環境を整えています。また、日々の連絡ノートや送迎時のコミュニケーション、懇談会、個人面談を通して、保護者の相談に対応するように努めています。さらに、意見箱を設置したり、行事後にアンケートを実施したりする等、保護者が気軽に意見を発信しやすい環境整備に取り組んでいます。
Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	保護者からの意見や要望に対して、職員会議で対応策を検討し、配慮が必要であった事例については迅速に対応しています。対応策については、園内に掲示をしたり保護者に直接伝える等、丁寧に対応しています。また、担任保育士で解決できない相談等は、園長や主任保育士も一緒になって相談解決に向けて取り組んでいます。保護者からの意見を反映して改善した具体例として、運動会等行事の再開に向け、昨年度よりも保護者参加人数やクラスを増やす等職員で検討し、感染対策を講じながら開催しました。
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	防災・防犯に関するマニュアルを職員間で周知し、防犯訓練や通報訓練等を実施し、子ども達の安心・安全の確立に向けて取り組んでいます。園長は園長会議で得た他園事例を職員会議で共有し、再発の防止を図るとともに、重要性・緊急性の高いものは当園の環境・組織に置き換えて課題検討を行い、発生防止につなげています。また、毎日及び毎月チェックリストを用いて、安全チェックを実施しています。さらに、ヒヤリハットを報告しやすい環境を整え、事故報告については職員会議で共有し、全職員で再発防止に努めています。
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	公立保育園共通の保健衛生に関するマニュアルが整備されています。嘔吐の処理方法等の対応については園内研修を実施し、全職員への周知徹底に取り組んでいます。保護者には、定期的にはけんだよりで情報提供しています。地域や園内で感染症が発症した場合には、速やかに掲示をして予防と感染拡大防止に努めています。
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	不測の事態を想定して、定期的に避難訓練を実施しています。当園の広域避難場所となっている小学校と連携し、避難場所まで行く訓練を行っています。訓練時には、子ども達にも訓練の大切さを伝え、その様子を写真にして園内に掲示し、保護者へ情報発信しています。また、保護者には災害時に備えて、一斉メール配信や災害伝言ダイヤルの練習の実施にも理解と協力を得ています。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a	公立保育園共通の保育園マニュアルがあり、保育職員の心得・保育業務に関するマニュアル・保健衛生マニュアル・食物アレルギー対策マニュアル等の様々な項目について文書化しています。職員は、入職時にはマニュアルに沿って教育・説明を受け、園内では必要に応じて確認できるように事務所や保育室に保管しています。また、園独自で早番・遅番の仕事内容や手順をリスト化し、業務の平準化に取り組んでいます。
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	公立保育園共通の保育園マニュアルは、戸田市役所保育幼稚園課と7つある公立保育園の園長で実施する保育園運営検討会で見直しを検討しています。また、保健マニュアルについては、看護師連絡会において見直しを検討しています。園で作成している全体的な計画や各指導計画、避難訓練等については、年度末に評価・反省を踏まえて次年度の計画につなげています。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画（個別支援計画）を適切に策定している。	a	入園時に保護者に提出いただいた「家庭の状況届出書」や個人面談の内容を職員会議で情報共有しています。「家庭の状況届出書」には、健康状態・生ประวัติ・医療歴等が記載され、職員は子どもの発達状況を把握し、一人ひとりを大切に受け止められるよう保育計画を作成しています。乳児クラスについては、個別指導計画を作成し、園長・主任保育士が乳幼児会議に参加をして意見交換をしています。入園後の各園児の心身の発達の推移は、日々の保育などから各担任が確認し、月・年齢ごとの標準的な発達の指標に沿って、「成長の記録（児童票）」へ記入し、成長発達の課題・見通しの観点での所見の記入をしています。入園から退園までの個人記録は「成長の記録（児童票）」として保管しています。
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画（個別支援計画）の評価・見直しを行っている。	a	年間指導計画に基づいて、月間指導計画・個別指導計画・週案を作成しています。年間指導計画については年度末に職員会議で、月間指導計画と個別指導計画については月末に、週案については週末までに、それぞれ評価・見直しを行っています。すべての計画は評価結果を活かして、次の計画を作成しています。園長や主任保育士は指導計画を確認し、安全な保育・サービスの質の向上に繋がるように指導しています。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況（個別支援計画）の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	日々の保育については、保育日誌に個別の対応、職員の気付き、活動の内容や子どもの様子等を記録しています。子どもについては、「成長の記録（児童票）」を作成し、発育・発達の経過を卒園まで記録しています。「成長の記録（児童票）」は進級で担任が変更になっても引き継がれ、職員間で共有化しています。子どもの情報は、乳児会議・幼児会議・職員会議で担任から報告し、配慮を要する子どもの対応について意見交換や情報共有しています。
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	「成長の記録（児童票）」や「家庭の状況届出書」、保護者の就労状況等子どもや保護者に関して記載している個人情報「個人情報保護マニュアル」に基づいて、事務所内にて施錠して適切に管理しています。また、全保護者より「保育園の写真的取り扱いに関する誓約書」を提出いただいています。

A 個別評価基準

A-1 保育内容

		第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 全体的な計画の作成			
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a	戸田市の子ども・子育て支援事業計画を基本にし、保育理念、基本方針、保育目標に基づいた計画です。保育園では在園する子どもや保護者の家庭状況を把握、確認しながら各年齢における計画を作成しています。これらの保育理念、保育目標は玄関前、各クラスの壁面に掲示しており、保護者にも確認できるようにしています。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地良く過ごすことのできる環境を整備している。	a	保育室や遊具類などは毎日点検と消毒をしています。特に、保育室内外の安全に関しては「安全管理チェック表」の項目を基に確認しています。清掃に関しても、チェックに漏れないように確認をしています。保育環境の不備や故障が発見された場合には、速やかに園長に報告し、修繕と修理可能なものは行っています。遊具類も同様に一つひとつの確認と点検をして、子どもが安全に遊べるようにしています。また、室内の換気も温度と同様に確認しながら対応しています。エアコンは順次、新しい物に取り換えています。保護者から電気の明るさに関する要望などもあり、順次LED蛍光灯などに変えていく予定です。保護者の意見も参考にしながら、少しでも心地よさを生み出せるようにしています。	
A-1-(2)-② 一人一人の子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	3歳児未満では、基本的な生活リズムを獲得できるように、子どもの仕草や発する声を受け止めながら援助をしています。言葉を発するようになる時期では、訴えが明確にできる子どもと十分に伝えられない子どもの違いにも配慮しながら、保育士は「～でいいのかな」などと具体的な表現で伝えながら、子どもの気持ちを受け止めています。自我が目覚める時期の子どもには、訴えを受け止めつつ、食べる、眠る、遊ぶなどが分かるように周りの子どもの様子を伝えていきます。3歳以上児では、保育士は子どもの興味関心を受け止めつつ、自ら行動することを見守るようにしています。子どもの年齢によって意思も育ってくる時期ですので、子どもの持っている力を発揮できるように環境を整えています。	
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身に付けることができる環境の整備、援助を行っている。	a	子どもの持っている力を発揮できるように環境を整えて援助をしています。例えば、排泄では、0歳児の時より排尿感覚を体験するように声をかけながら、身体機能の成長に合わせてトイレを促しています。おむつからパンツへの移行時期には、家庭での状況に合わせてトイレへの興味関心を持つように援助します。同時に、衣服の着脱もしようとする時期になりますので、保育士は一緒に脱ぎ着を手助けしながら、自分でできる感覚を身につけていきます。3歳以上児は、保育士の声かけで自らできることも多くなっていきます。トイレも一人で行けるようになり、後始末を援助しています。また、食事では乳児期の手づかみから道具を使う時期になり、箸を使用して食べるようになりますので、子どもの手肢の動きに合わせて導入しています。	

<p>A-1-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	<p>a</p>	<p>子どもが主体的に遊ぶために、子どもの年齢に応じた環境を用意しています。3歳未満児では色合いをやさしい色にし、手作りのおもちゃ類を用意しています。遊具の好みが出る時期に合わせて、目に入りやすいイラストや写真で表示し、自ら動いて手にできるように用意をします。3歳以上児ではおもちゃの種類と好みがマッチングするように身近な所に配置しています。子どもの遊びの動線を把握して、園庭の遊具の置き方を変更し、遊びが充実するようにしています。倉庫にある遊具も出しやすいように表示をしてあり、小さい子どもがいる場合としない場合とで、危険の無いように選択ができるようにしています。また、室内での工作など危険が伴う道具類は使用するとき保育士がついています。</p>
<p>A-1-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>子どもの生活内容と健康状態などを細やかに保護者と保育士で情報交換しています。主に、連絡帳を通して、家庭と保育園での様子が分かるようにやりとりをしています。個人差を考慮しながら、集団生活と家庭での習慣をバランスよくとって睡眠、食べる、遊びを十分にできるようにしています。極力特定の保育士が担当し、子どもに声をかけながら次の動作を行います。昼寝、給食、トイレ、遊びなどの基本的な動作を身につけ、体得するようにしています。午睡時間は、体動チェックセンサーを設置して、目視と合わせて子どもの午睡時間のうつぶせ寝の有無を確認をしています。遊びでは、保育士の関わりを通して言葉を習得するため、歌や絵本、遊具での遊び方も、心地よい言葉を使うようにしています。月齢差も配慮しながら、保育士との安心した関係と他の子どもとの関わりも生まれてくる環境を整えています。</p>
<p>A-1-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>3歳未満児は新たに入園する子どもも大勢おり、子どもの集団規模を考慮して保育をしています。例えば、1歳児は一つ大きいクラスになると同時に、進級した子どもに動揺が無いよう継続した援助をし、新入園児の対応は慣らし保育から進め、気持ちの安定に合わせて一緒に遊べる環境の設定と対応をしています。保育士は、ひとり一人の気持ちを受け止めながら、徐々に集団規模に慣れさせ、成長発達が保障できるような保育内容を継続しています。2歳児では、前半を1歳児対応の継続をしながら年齢相応の保育内容を提供し、徐々に幼児クラスへの興味関心が高まるような援助をしています。具体的には、体を動かし、自ら行動をしようとする姿に合わせて個別を重視した生活習慣と活動を保障しています。歩行や走ろうとする姿は大きな運動面の成長を見せ、四肢の動きも上手になっていくよう援助しています。身近に遊具の設定をし、自分で探して出せるようにイラストや写真で遊具の表示をし、手に取って遊べる環境にしています。子どもの遊びや生活習慣への意識づけと行動ができるように保育士は言葉かけをして、生活への認識を深めています。絵本も見やすいように机に並べて選択しやすいように設定をしています。</p>
<p>A-1-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>3歳以上児は運動面も活発になってきますので、活動をしやすい環境を用意して、ひとり遊びと集団遊びができるようにしています。ひとり遊びではブロックなどの手先の器用さを要する遊具と制作活動などを用意しています。友達と一緒に遊べる、競い合える姿も見せてきますので、遊具類と教材に興味が出てきたところを見据えて環境を整備しています。園庭は、フープの輪で片足飛びをする、三輪車やスクーターを出して乗っています。固定遊具での鉄棒やジャングルジムも利用し、多く体を動かしています。保育士は子どもが安全、危険な動きをしないように遊び方を伝え、ルールを学べるようにしています。さらに年齢の小さいころからリズム遊びで全身を使います。ホールを使用して全身をピアノのリズムに合わせて表現しています。</p>

<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>配慮を要する子どもは、事前の保護者の了解のもとに、「特別支援保育巡回相談」を行っています。巡回相談は年2回、心理などの専門職が保健師同伴で巡回し、事前の子どもの状態などを確認し保育園所の具体的な指導を6人の子どもの担任が受けています。気になる子どもへの配慮もあすなろ学園の職員が訪問して具体的な援助方法の指導と相談にのっています。「巡回相談後の記録」には、保育士がどのような援助をするのかを具体的に記載し、職員が共通理解をするように話し合いもしています。</p>
<p>A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>子どもの生活リズムに合わせた保育を行っておりますが、保護者の就労状況に合わせて保育時間が長時間になる子どももいます。子どもたちが安心して保護者の迎えを待てるように静かな遊びを展開しています。具体的には塗り絵、折り紙、お絵かきなど自由に取り組めるように用意しています。年長児は年明けから午睡を短縮し、その後なくしていきますので日中の活動とバランスを取りながら夕方の保育を行っています。子どもの体力も個人差がありますので必要な子どもには体を休めるように声をかけて休めるようにしています。</p>
<p>A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>子どもたちは就学に向けて、近隣の保育園の年長児との「交流会」に参加し、学校見学はオンラインで会いをする予定です。子どもの意識の中でも交流会などの体験を通して徐々に小学校への期待も膨らんでいます。保護者には「子育ての目安3つのめばえ」を4月に配布し、この内容を念頭に就学に向けての取り組みを伝えています。担任は「幼保小連絡会」にて、学校と連携を図り、「5歳児きりん組会議」に参加し、他の年長児の姿を情報交換し、保育の内容に活かしています。また、教育センターの職員が巡回し、訪問を受けています。個別相談も設けられていますので紹介しています。</p>
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
<p>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>	<p>入園時面接に健康状態と既往歴を確認し、体質や予防接種状況も含めて子どもの健康状態を確認しています。コロナ禍では、保護者に「検温表休日お休みカード」を毎日記録してもらい、子どもの体調を確認しています。保育士は子どもの登園時に保護者から前日の様子を確認し、視診を丁寧にしています。日中活動では体を動かす遊びを取り入れ、散歩などがコロナ禍で中止になることも多々ありますので運動遊びを多くし、食欲や運動機能を増すようにしています。</p>
<p>A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>	<p>健康診断については、乳児クラスは毎月健診があり、幼児は年に2回行っています。歯科健診については全園児年に一度健診を行い、受診後の結果を保護者に「歯科検診結果通知書」で伝えています。コロナの感染状況や感染症発症時は各クラスに掲示し感染予防に配慮しています。「健康集会」ではうがい、手洗いなどの仕方を丁寧に伝え、各クラスの保育士は子どもの年齢に合わせた対応をして徹底しています。</p>

<p>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>アレルギーと慢性疾患の対応を希望している保護者から申請を受けて対応しています。子どものアレルギーと慢性疾患の症状と対応に必要な手順があり、医師の診断書や保護者からの申請書など確認内容を明確にし、対応をしています。特にアレルギー食への対応には「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」に記載し、詳細にわたって確認をしています。子どもの疾患に変化がない場合は1年ごとと保護者から継続申請を受けています。保育所では、毎月の献立内容を事前に確認し、保護者とともに園長、担任、調理員は、月末に献立チェックをし、献立表に基づいた確認を行っています。基本は、アレルギー除去食を行うようにしております。</p>
<p>A-1-(4) 食事</p>		
<p>A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>子どもが食事を楽しめるように、に園内に設置した「食育検討委員会」が中心になって、子どもが楽しめ、食に関心を深めるようにクッキング保育、パイキング、リクエスト献立などを行っています。クッキング保育では、野菜の皮をむく、こんにゃくをちぎるなどの体験をしています。家庭での食卓や料理への関心も出て、親子での会話も膨らむよう取り組んでいます。パイキングではコロナ禍ですので、職員は子どものリクエストを聞いて取るなど、感染対策をしながら行いました。また、コロナ禍での黙食対応については、年長児が「もぐもぐ放送」をして、食事の中のひと時を献立のメニュー発表と好きな音楽を流して、自然に黙食になるように進めています。</p>
<p>A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	<p>a</p>	<p>給食の提供には、献立が揃うと子どもが食べるまえに園長もしくは主任が検食を行います。アレルギー食は無論の事、乳児の離乳食から幼児食まで確認をしています。食材の形状、味付け、盛り付けなども点検します。特にアレルギー食は毎朝のミーティングで確認をし、検食時、提供時に確認を調理員とし、書式に記入した後保育士が受け取りの点検をします。子どもに提供するときは、トレイに載せて配膳、提供をしています。子どもの食事の喫食状況を確認して次回の調理方法と味付けに工夫できるようにしています。毎月の給食会議を行い、各クラスの保育士と調理師との話し合いで子どもが楽しく安全に食べられるように努めています。</p>

A-2 子育て支援

	第三者評価結果	コメント
<p>A-2-(1) 家庭との緊密な連携</p>		
<p>A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>家庭との連携を図るために、連絡ノートには子どもの保育園での様子を伝え、送迎時の挨拶時にも子どもの家庭での様子をやりとりして、情報共有をしています。保護者との関係は日常的なやり取りのほかに、個人面談や保育参観も行っていきます。コロナ禍で再開することが難しかった保育参観は、テラス側から部屋の様子を見るという方法で進めました。人数が分散するように1週間の期間を設けました。保育参観により、子どもの姿や保育士の対応を見せることにより、保護者の保育内容への理解を図りました。他には保育ボード、おたより、動画配信、クラス日報で子どもの様子を伝えていきます。保育内容の理解から、家庭と保育園の連携が図られています。</p>

A-2-(2) 保護者等の支援		
<p>A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>担任以外の保育士も保護者との送迎時の会話を大切にしています。担任以外の職員からも声をかけられることより、保護者は「保育園の職員が見守っている」と安心をしている様子が、今回調査時の保護者アンケートから確認されます。個人面談では、一人ひとりの子どもの様子を共有し、子育て全般の相談についても話し合っています。なお、相談は個別面談時だけではなく、保護者の希望があれば随時受け入れ、保護者が話しやすいように環境も整えています。</p>
<p>A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	<p>a</p>	<p>「虐待を疑った場合の初期対応」などの基本的な理解と対応を周知しています。各職員は外部研修と内部研修で子どもへの適切な対応を学び理解を深めています。子どもたちの姿も通常の様子と年齢に見合った様相を見せているのかなどを確認しています。着替え時には身体の部位の確認をし、子どもの心身の健康状態が把握できるようにしています。何か気付いた折には速やかに園長などと相談、情報を関係機関に伝えて対応をするように連携もできています。</p>

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）			
<p>A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	<p>a</p>	<p>全職員は、年に一回自己評価チェックを行います。職員会議などで改善点の話し合いも行い、職員の自己評価の集計結果は保護者にも開示され、次年度に活かしています。また、非常勤職員とも課題を共有し、個人の成長や保育サービスの質の向上に向けて面談等を行っています。</p>	